

## 社会福祉法人六高台福祉会評議員報酬規程

第1条 この規程は、社会福祉法人六高台福祉会（以下「この法人」という。）定款第9条の規定に基づき、この法人の評議員の事業年度の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

（報酬）

第2条 評議員に対して報酬は支給しない。

2 評議員に対して交通費を支給する場合は実費負担分とする。

（変更）

第3条 この規程は、定款第9条の規定により、理事会・評議員会の決議によって変更することができる。

附 則 この規程は、平成29年6月22日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年3月19日から施行する。